

医療法人社団西日本平郁会 ライフケアクリニックあつた中川（介護予防）居宅療養管理指導運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団西日本平郁会が開設するライフケアクリニックあつた中川（以下「事業所」という。）が行う指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師等の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師が通院困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて計画的な医学的管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図るものとする。

2 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師が通院困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて計画的な医学的管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター（いきいき支援センター）、その他の保健・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 医療法人社団西日本平郁会 ライフケアクリニックあつた中川
- （2）所在地 名古屋市

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。なお、管理者は事業所の医師をもって充てる。

- （2）医師 常勤1名以上（非常勤医師を含む）

医師は、利用者の居宅を訪問して適正な療養上の管理及び指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等に対する情報提供及び相談助言等を行う。

- （3）看護師 1名以上

看護師は、医師の指示に基づき、診療の補助及び事業に関する連絡調整等を行う。

- （4）事務員 1名以上

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日（休日：土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日、その他事業所が定める日）
- （2）営業時間 9：00～18：00

（事業の内容）

第6条 事業の内容は、医師による居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導、並びにケアマネジャー等への情報提供および指導・助言とする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬の告示）によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2 前項の利用料の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書（又は電子データ）で得るものとする。

3 前2項の費用の支払いを受けた場合は、利用料その他の費用について区分して記載した領収証を交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、名古屋市とする。

(事故発生時の対応)

第9条 事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録を行うものとする。

3 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第10条 事業所は、事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(衛生管理等・感染症対策)

第12条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、指針の整備、研修及び訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(ハラスメント防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、適切な居宅療養管理指導の提供を確保するため、職場におけるハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等）の防止のための必要な方針の整備や研修の実施等の措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項・秘密保持)

第15条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後1か月以内

（2）継続研修 年1回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約等（就業規則含む）に明記するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団西日本平郁会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和8年10月1日から施行する。